



(報酬の支払い)

- 第5条 甲は、業務が終了したときは、直ちに手続完了報酬として、減免された金額の10.8%を乙に支払う。ただし、この手続完了報酬は、減免額の如何を問わず、金324,000円(税込)を超えないものとする。
- 2 また、経済的利益が発生しなかった場合には、手続完了報酬として金32,400円(税込)のみ支払うものとする。
- 3 甲乙は、報酬の算定に必要な資料がある場合は、相互に交付するものとする。
- 4 甲が乙の承諾なしに申請を取下げ等により終了させ、又は正当な理由なしにこの契約を解約したとき、若しくは甲の責任により業務の処理を不能にしたときでも、乙は甲に第1項の報酬を請求することができる。甲が報酬を支払わないときは、乙は甲からの預かり金と報酬とを相殺することができる。
- 5 相手からの請求行為が止み、相当な期間が経過した場合は、事件が終了したものとする。

(契約の解除)

- 第6条 甲及び乙は、相手方がこの契約に違反したとき、又は著しい不信行為をしたときは、いつでもこの契約を解除することができる。
- 2 前項によりこの契約が解除されたときは、甲及び乙は遅滞なく債権債務を清算し、契約の終了に伴う必要な措置を講ずるものとする。

以上の合意の成立を証するため、この契約書2通を作成して甲と乙とが記名押印のうえ各自その1通を所持する。

平成 年 月 日

(甲：依頼者) 住所

氏名 印

(乙：行政書士) 住所 東京都千代田区神田岩本町1番1  
岩本町ビル3階

TEL: 03-5244-4707

FAX: 03-6268-9018

氏名 行政書士 小竹 広光